

(財政悪化リスク相当額の算定方法)
第二条 財政悪化リスク相当額は、次の各号に掲げる確定給付企業年金の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額とする。

一 リスク分担保型企業年金でない確定給付企業年金 価格変動リスクとして、計算基準日における積立金の資産のうち別表の上欄に掲げる資産の額に、それぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額の合計額に、計算基準日における積立金の額(積立金の額が通常予測給付額(規則第四条第三項に規定する通常予測給付額をいう。以下同じ。)の現価に相当する額を上回る場合は、当該通常予測給付額の現価に相当する額)を同表の上欄に掲げる資産の額の合計額で除して得た率を乗じた額

二 リスク分担保型企業年金 次のイに掲げる価格変動リスク及びロに掲げる負債変動リスクの合計額

イ (略)
 ロ 次の(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除した額(当該額が零を下回る場合は、零とする)。

(1) 予定利率が一・〇パーセント低下したとした場合の定常状態における調整前給付額(規則第二十五条第四号に規定する調整前給付額をいう。)の通常予測に基づく予想額の現価に相当する額(次条第四項第一号において「調整前給付現価相当額」という。)の増加額(一・〇パーセント低下したとした場合の予定利率が規則第四十三条第二項第一号ただし書の率を下回る場合は、当該率を予定利率とみなして算定したことにより増加する額とする。(2)において同じ。)

(2) 予定利率が一・〇パーセント低下したとした場合の定常状態におけるリスク分担保型企業年金掛金額(規則第四十五条第四項に規定するリスク

(財政悪化リスク相当額の算定方法)
第二条 財政悪化リスク相当額は、次の各号に掲げる確定給付企業年金の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額とする。

一 リスク分担保型企業年金でない確定給付企業年金 積立金の資産のうち別表の上欄に掲げる資産の額に、それぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額の合計額に、積立金の額(積立金の額が通常予測給付額(規則第四条第三項に規定する通常予測給付額をいう。以下同じ。)の現価に相当する額を上回る場合は、当該通常予測給付額の現価に相当する額)を同表の上欄に掲げる資産の額の合計額で除して得た率を乗じた額

二 リスク分担保型企業年金 次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ (略)
 ロ 次の(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除した額(当該額が零を下回る場合は、零とする)。

(1) 予定利率が一・〇パーセント低下したとした場合の定常状態における調整前給付額(規則第二十五条第四号に規定する調整前給付額をいう。)の通常予測に基づく予想額の現価に相当する額(次条第五項第一号において「調整前給付現価相当額」という。)の増加額(一・〇パーセント低下したとした場合の予定利率が規則第四十三条第二項第一号ただし書の率を下回る場合は、当該率を予定利率とみなして算定したことにより増加する額とする。(2)において同じ。)

(2) 予定利率が一・〇パーセント低下したとした場合の定常状態におけるリスク分担保型企業年金掛金額(規則第四十五条第四項に規定するリスク

分担保型企業年金掛金額をいう。次条第四項第一号において同じ。)の予想額の現価に相当する額の増加額

2| 次の各号のいずれかに該当する確定給付企業年金を実施する事業主等は、前項の規定にかかわらず、特別算定方法により、財政悪化リスク相当額を算定しなければならない。

一 計算基準日における積立金の資産に占める別表の上欄に掲げる資産以外の資産の割合が二十パーセント以上である確定給付企業年金(リスク分担保型企業年金を除く。)

二 リスク算定用資産構成割合において、別表の上欄に掲げる資産以外の資産の構成割合が十パーセント以上であるリスク分担保型企業年金

三 法第九十七条第一項の規定に基づき、年金数理人(同条第二項に規定する年金数理人をいう。第六条において同じ。)から法第九十七条第一項の年金数理に関する業務に係る書類に予定利率以外の基礎率の変動を勘案すべき旨の所見が付されたりリスク分担保型企業年金

3| 前項に規定する事業主等以外の事業主等は、第一項の規定にかかわらず、特別算定方法により、財政悪化リスク相当額を算定することができる。

(特別算定方法の承認)

第三条 事業主等は、前条第二項及び第三項の規定により財政悪化リスク相当額を算定しようとするときは、あらかじめ、その算定について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

一 リスク分担保型企業年金でない確定給付企業年金であつて、次に掲げる算定方法により財政悪化リスク相当額を算定する場合

イ 計算基準日における積立金の額(積立金の額が通常予測給付額の現価に相当する額を上回る場合は、当該通常予

分担保型企業年金掛金額をいう。以下同じ。)の予想額の現価に相当する額の増加額

(新設)

一 積立金の資産に占める別表の上欄に掲げる資産以外の資産の割合が二十パーセント以上である確定給付企業年金(リスク分担保型企業年金を除く。)

(新設)

第三条 次の各号のいずれかに該当する確定給付企業年金を実施する事業主等は、前条の規定にかかわらず、厚生労働大臣の承認を受けて、自ら定めるところにより、財政悪化リスク相当額を算定しなければならない。

一 積立金の資産に占める別表の上欄に掲げる資産以外の資産の割合が二十パーセント以上である確定給付企業年金(リスク分担保型企業年金を除く。)

測給付額の現価に相当する額)に別表の上欄に掲げる資産(このリスク算定用資産構成割合を乗じて得た額を別表の上欄に掲げる資産の額とみなし、前条第一項第二号イの規定に準じて合理的に算定する方法(リスク算定用資産構成割合で定める積立金の資産に占める別表の上欄に掲げる資産以外の資産の割合が二十パーセント以上である場合を除く。)

ロ 計算基準日以後に積立金、脱退一時金相当額、解約手当金相当額、残余財産若しくは個人別管理資産の移換を受ける場合、積立金若しくは脱退一時金相当額を移換する場合又は実施事業所が増加若しくは減少する場合に、計算基準日における積立金の額に増加又は減少することとなる積立金の額を加算又は減算し、前条第一項第一号又はイの規定に準じて合理的に算定する方法(前条第一項第一号の規定に準じて合理的に算定する場合にあつては同条第二項第一号に該当する場合を、イの規定に準じて合理的に算定する場合にあつてはリスク算定用資産構成割合で定める積立金の資産に占める別表の上欄に掲げる資産以外の資産の割合が二十パーセント以上である場合を除く。)

二 リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金であつて、財政悪化リスク相当額を、次のイ及びロに掲げる額の合計額とする場合(価格変動リスクを、前条第一項第一号又は前号ロの規定により前条第一項第一号に準じて算定する場合にあつては同条第二項第一号に該当する場合を除き、前号イ又は前号ロの規定により前号イに準じて算定する場合にあつてはリスク算定用資産構成割合で定める積立金の資産に占める別表の上欄に掲げる資産以外の資産の割合が二十パーセント以上である場合を除く。)

二 リスク算定用資産構成割合において、別表の上欄に掲げる資産以外の資産の構成割合が十パーセント以上であるリスク分担型企業年金

イ 価格変動リスクとして、前条第一項第一号又は前号の規定により算定した額
ロ 負債変動リスクとして、次の(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除した額(当該額が零を下回る場合は、零とする。)

(1) 予定利率が一・〇パーセント低下したとした場合の計算基準日における通常予測給付額の現価に相当する額の増加額(一・〇パーセント低下したとした場合の予定利率が規則第四十三条第二項第一号ただし書の率を下回る場合は、当該率を予定利率とみなして算定したことにより増加する額とする。(2)において同じ。)

(2) 予定利率が一・〇パーセント低下したとした場合の計算基準日における掛金の額(規則第四十五条第二項に規定する標準掛金額(規則第四十六条第一項に規定する過去勤務債務の額がある場合にあつては、同項に規定する特別掛金額を含むことができる。))の予想額の現価に相当する額の増加額

(削る)
(削る)

2 | 前項の承認(以下この条において「特別算定承認」と総称する。)を受けようとする事業主等は、財政悪化リスク相当額の算定方法の概要を記載した申請書を厚生労働大臣に提出して、特別算定承認の申請をするものとする。

三 法第九十七条第一項の規定に基づき、年金数理人(同条第二項に規定する年金数理人をいう。第六条において同じ。)から法第九十七条第一項の年金数理に関する業務に係る書類に予定利率以外の基礎率の変動を勘案すべき旨の所見が付されたりリスク分担型企業年金

2 | 前項に規定する事業主等以外の事業主等は、前条の規定にかかわらず、厚生労働大臣の承認を受けて、自ら定めるところにより、財政悪化リスク相当額を算定することができる。

3 | 前二項の承認(以下この条及び次条において「特別算定承認」と総称する。)を受けようとする事業主等は、財政悪化リスク相当額の算定方法の概要を記載した申請書を厚生労働大臣に提出して、特別算定承認の申請をするものとする。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 (略)

二 当該算定方法の使用を開始しようとする日の属する事業年度の前事業年度(前項の申請書の提出時において前事業年度の決算が行われていない場合にあつては前々事業年度(法第三条第一項の規定により確定給付企業年金を実施しようとする場合若しくは平成二十五年改正法附則第五条第一項第二号の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第一百十条の二第一項の規定により存続厚生年金基金の設立事業所に係る給付の支給に関する権利義務を確定給付企業年金の実施事業所に移転する場合又は同法第一百一十一条の規定により存続厚生年金基金から規約型企業年金へ移行する場合若しくは同法第一百十二条第一項の規定により存続厚生年金基金から企業年金基金へ移行する場合)にあつては、当該確定給付企業年金を実施しようとする日又は規約型企業年金若しくは企業年金基金へ移行する日前一年以内のいずれかの日)において、当該算定方法により財政悪化リスク相当額を予備的に計算した結果を示す書類

4 厚生労働大臣は、特別算定承認の申請があつた場合において、特別算定方法が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、特別算定承認をするものとする。

一 (略)

二 財政悪化リスク相当額を、通常予測給付額の現価に相当する額(リスク分担型企業年金の場合にあつては、調整前給付現価相当額)から掛金の額(規則第四十五條第二項に規定する標準掛金額(規則第四十六條第一項に規定する過去勤務債務の額がある場合にあつては、同項に規定する特別掛金額を含む)ことができる)又はリスク分担型企業年金掛金額をいう)の予想額の現価に相当する額と積立

4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 (略)

二 当該算定方法の使用を開始しようとする日の属する事業年度の前事業年度(前項の申請書の提出時において前事業年度の決算が行われていない場合にあつては、前々事業年度)において、当該算定方法により財政悪化リスク相当額を予備的に計算した結果を示す書類

5 厚生労働大臣は、特別算定承認の申請があつた場合において、その申請に係る算定方法が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、特別算定承認をするものとする。

一 (略)

二 財政悪化リスク相当額を、通常予測給付額の現価に相当する額(リスク分担型企業年金の場合にあつては、調整前給付現価相当額)から掛金の額(規則第四十五條第二項に規定する標準掛金額と規則第四十六條第一項に規定する特別掛金額を合算した額)又はリスク分担型企業年金掛金額をいう)の予想額の現価に相当する額と積立金の額を合算した額を控除した額の二十年に一回の頻度で発生すると

金の額を合算した額を控除した額の二十年に一回の頻度で発生すると予想される最大額とするものであること。

二 価格変動リスクを考慮するものであり、かつ、負債変動リスクを考慮するよう努めているものであること。ただし、リスク分担型企業年金を実施する場合にあつては、予定利率と実績とが乖離することに伴い発生しうる危険を考慮することであること。

三 (略)

(特別算定方法の変更の承認)

第四条 事業主等は、特別算定方法を変更するときは、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。ただし、前条第一項ただし書の規定に該当する場合は、この限りでない。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の変更の承認について準用する。
(簡易な基準に基づく確定給付企業年金における財政悪化リスク相当額)

第七条 第二条の規定にかかわらず、規則第六十五條に規定する簡易な基準に基づく確定給付企業年金における財政悪化リスク相当額は零とする。

予想される最大額とするものであること。

二 資産の価格変動により積立金の額が低下する危険を考慮するものであり、かつ、基礎率と実績とが乖離することに伴い発生しうる危険を考慮するよう努めているものであること。ただし、リスク分担型企業年金を実施する場合にあつては、予定利率と実績とが乖離することに伴い発生しうる危険を考慮することであること。

三 (略)

(特別算定方法の変更の承認)

第四条 事業主等は、特別算定承認に係る算定方法(以下「特別算定方法」という)を変更するときは、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2 前条第三項から第五項までの規定は、前項の変更の承認について準用する。
(簡易な基準に基づく確定給付企業年金における財政悪化リスク相当額)

第七条 第二条及び第三条の規定にかかわらず、規則第六十五條に規定する簡易な基準に基づく確定給付企業年金における財政悪化リスク相当額は零とする。